

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①豊頃町の人口構造

本町の人口は、昭和30年に豊頃村と大津村中部地区が合併し、戸数2,000戸、人口10,180人をピークに減少している。平成30年3月末現在の人口は3,182人で、平成20年3月末の3,749人と比較して15.1%減少しており、人口減少とともに高齢化が進み、生産年齢人口が減少している（住民基本台帳）。

高齢化率はこの10年で7.0%増加（平成20年住民基本台帳32.1%、平成30年住民基本台帳39.1%）する一方で、生産年齢人口は23.0%と大幅に減少（平成20年住民基本台帳2,136人、平成30年住民基本台帳1,645人）している。

■人口構造

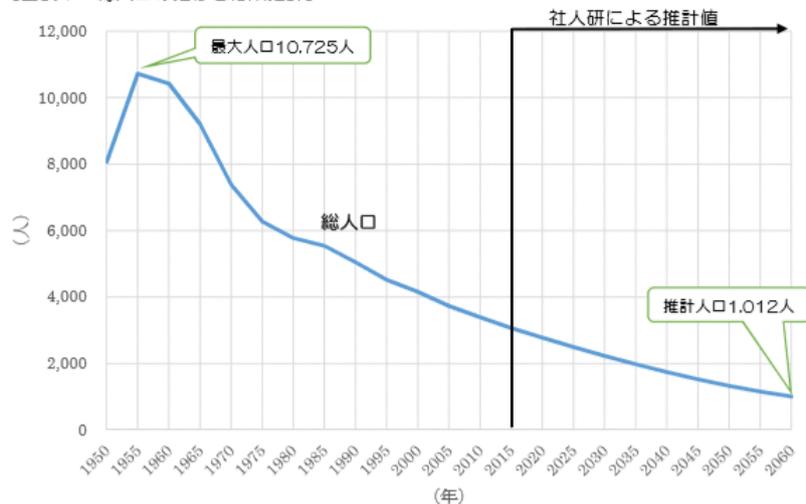
	総人口	年少人口 15歳未満	生産年齢人口 15～64歳	高齢人口 65歳以上	年少人口率	生産年齢人口率	高齢化率
平成30年3月末	3,182	292	1,645	1,245	9.2%	51.7%	39.1%
平成20年3月末	3,749	409	2,136	1,204	10.9%	57.0%	32.1%

また、豊頃町では1970年までの高度経済成長期に、人口が急激に減少しており、この原因は、農業から他産業への転業による他の地域（帯広市・札幌市等）への大きな人口流出があったためと考えられる。その後、1970年代からの安定成長期、1980年代後半から1990年代前半までのいわゆるバブル経済期以降も人口の減少傾向は続いている。

2015年以降の国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計によれば、今後、人口は急速に減少を続け、2040年には、約1,750人（2010年から約50%減少）に、国の示す2060年

には、約1,000人
（2010年から約70%
減少）になるものと
推計されている。

【図表1 総人口の推移と将来推計】



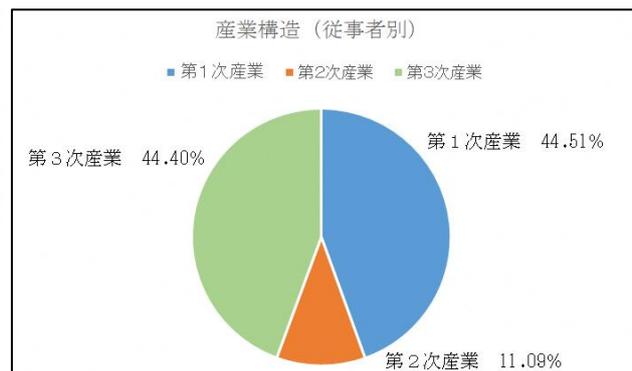
②豊頃町の産業構造

本町は、北海道十勝地方の東南端、十勝川の河口に位置し、町の総面積 536.7 平方 Km、農業と漁業を基幹産業とする町で、十勝地方の開拓が十勝川を遡上する形で進んだ歴史から「十勝発祥の地」とされている。

本町の産業に従事者数で見ると、第 1 次産業（農林漁業）は 44.51%、第 2 次産業（建設業、製造業）は 11.09%、第 3 次産業（サービス業その他）は 44.40% となっている（平成 27 年国勢調査）。

■産業構造

	従事者数	割合
第 1 次産業	775	44.51%
第 2 次産業	193	11.09%
第 3 次産業	773	44.40%



③中小企業者の実態

豊頃町においては、人口の減少とともに生産年齢人口も減少しているが、町内商工業者数は 10 年前と同数となっており、そのほとんどが中小企業となっている（平成 20 年 3 月 144 事業所、平成 30 年 3 月 144 事業所 豊頃町商工会調べ）。

(2) 目標

豊頃町は生産年齢人口の減少や高齢化の中、町内中小企業の労働生産性や付加価値の向上を支援し、町内経済の維持・発展につなげていくため、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等導入計画の認定件数を 5 件程度とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

導入を促進する先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める指定設備の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、観光資源である景観や自然環境の保全が必要であることから、自家消費のために事務所や工場等の建物の屋上に設置するもののみを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画における対象地域は、豊頃町内全地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画における対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

豊頃町外の中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、豊頃町の経済・雇用を支えるもののみを認定の対象とする。